

蓬田村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和8年3月25日策定

蓬 田 村 長
蓬田村議会議長
蓬田村選挙管理委員会
蓬田村農業委員会
蓬田村教育委員会

蓬田村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき、蓬田村長、蓬田村議会議長、蓬田村選挙管理委員会、蓬田村農業委員会、蓬田村教育委員会が策定する特定事業主行動計画です。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本村では、組織全体で継続的な女性職員の活躍を推進するため、総務課を担当課とし、本計画の策定及び変更や本計画に基づく取組の実施状況、数値目標の達成状況の点検及び評価等を行うこととします。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び目標達成のための取組等

法第8条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条第1項に基づき、蓬田村長、蓬田村議会議長、蓬田村選挙管理委員会、蓬田村農業委員会、蓬田村教育委員会において、それぞれの職員の職業生活における活躍の状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。

その結果、女性職員の活躍を推進するため、最も大きな課題に対応するものから順に、次のとおり目標を設定します。

【配置・育成・教育訓練及び登用について】

[目標]

班長職以上の職員数に対する女性の占める割合を令和12年度までに20%以上にします。(令和7年度の女性の占める割合は19%)

[取組内容]

令和12年度まで引き続き、管理的地位にある職員の人材プールを形成していき、男女双方が働きやすい環境を整備します。

【仕事と家庭の両立】

[目標]

令和12年度までに、年次休暇の平均取得日数を引き続き15日以上にします。
(令和6年1月1日から令和6年12月31日までの平均取得日数は15.7日)

[取組内容]

各課において業務の見直しや相互応援可能な体制の整備を図るとともに、良好な職場環境づくりを行います。

[目標]

令和12年度までに、男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得割合を引き続き100%に、また育児休業の取得割合を30%以上にします。
(令和6年度の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得割合100%、育児休業の取得割合0%)

[取組内容]

男女とも職業生活と家庭生活との両立ができるよう、職場環境を見直し、該当職員には休暇取得を促進します。